

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

★ News 『特別定額給付金』のあらまし

全国一律に
10万円給付

2020年度補正予算が4月30日国会で可決・成立し、懸案の全国民に一律10万円を給付する『特別定額給付金』が実施されます。このための予算は事務費を併せて12兆8803億円。全額が国債の発行で賄われ、5月以降、地方自治体(市区町村)によって行われます。

■ 『特別定額給付金』

- ※ 実施する者 …市区町村
- ※ 給付の対象者 …令和2年4月27日(基準日)時点で住民基本台帳に記載されている人
- ※ 受給権者(申請し、給付金を受け取る人) …世帯主(世帯主がまとめて申請する)
- ※ 給付額 …給付対象者1人につき10万円
- ※ 給付金の申請と給付の方法
 - ①郵送申請方式 …市区町村から受給権者に郵送された申請書に記載→市区町村に郵送する。
(給付対象者・振込先口座を記載。通帳コピー・本人確認書を添付)
 - ②オンライン申請方式 …「マイナンバーカード」を持っている人。(郵送を待たずに申請できる)
- ※ 受付・給付開始日 …市区町村が決定
- ※ 申請期限 …郵送申請方式の申請受付開始日から3ヶ月以内

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

★ News 『持続化給付金』のあらまし

中小法人・
個人事業者に!

補正予算の成立により、経済産業省は5月1日から『持続化給付金』の申請を開始しています。

■ 『持続化給付金』

- ※ 給付額 …中小法人に上限200万円、個人事業者に上限100万円
(昨年1年間の売上からの減少分を上限とする。)
- <給付額> $\text{前年の総売上(事業収入)} - (\text{前年同月比}\blacktriangle 50\% \text{月の売上} \times 12 \text{か月})$
- ※ 給付対象の要件
 - ①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
 - ②2019年以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
 - ③法人の場合は、資本金(出資金)10億円未満、または資本金(出資金)の定めがない場合は、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者
(一度給付を受けた人は、再度給付申請することはできない。)
- ※ 申請の方法 …『持続化給付金』の申請用HPからのオンライン申請
(確定申告書など申告内容を証明する書類が必要)
- ※ 申請期間 …令和2年5月1日から令和3年1月15日まで(電子申請の送信完了の締切)



★ Memo 申告所得税等の振替納付日

申告期限の延長による振替納付日は次のとおりです。指定口座の預金残高にご注意下さい。

申告所得税	令和2年5月15日(金)
消費税(個人事業者)	令和2年5月19日(火)

※詳しくは田中会計事務所にお尋ね下さい。

〒462-0844 名古屋市北区清水2-19-9

田中会計事務所 税理士 田中育雄

TEL 052-915-890 FAX 052-911-8259

<http://www.tanakaaccountingfirm.jp/>